第二章　指定登録機関

（指定の申請）

第四条　法第五条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名

二　登録事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　行おうとする登録事務の範囲

四　登録事務を開始しようとする年月日

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。

三　申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四　指定の申請に関する意思の決定を証する書類

五　役員及び登録実施者の氏名及び略歴並びに一般社団法人にあっては社員の氏名又は名称を記載した書類

六　組織及び運営に関する事項を記載した書類

七　登録事務を行おうとする事務所ごとの登録用設備の概要及び整備計画を記載した書類

八　登録事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

九　登録事務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書類

十　役員のうちに法第六条第三号イ又はロに該当する者がいないことを信じさせるに足る書類

十一　その他参考となる事項を記載した書類

（指定登録機関が登録事務を行う場合における著作権法施行規則の規定の適用）

第五条　法第五条第一項の規定により指定登録機関が登録事務を行う場合における著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）第六条、第十七条第二項、第十九条、第二十条第二項及び第二十三条の規定の適用については、同規則第六条中「文化庁」とあり、及び同規則第十九条中「文化庁長官」とあるのは「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律第五条第一項の指定登録機関」と、同規則第十七条第二項中「文化庁長官が指定する職員」とあるのは「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律第八条第二項に規定する登録実施者」と、同規則第二十条第二項中「文化庁長官の文字」とあるのは「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律第五条第一項の指定登録機関の長の職氏名」と、「文化庁長官の印」とあるのは「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律第五条第一項の指定登録機関の長の印」と、同規則第二十三条中「収入印紙をもつて」とあるのは「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律第十一条第一項に規定する登録事務規程で定めるところにより」とする。

（登録実施者の条件）

第六条　法第七条第一号の文部科学省令で定める条件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校を卒業した者で、文化庁長官が定める研修を修了したもの

二　前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると文化庁長官が認めた者

（登録実施者の数）

第七条　法第七条第一号の文部科学省令で定める数は、二名とする。

（実名の登録の報告）

第八条　指定登録機関は、法第九条の規定による報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した報告書を文化庁長官に提出しなければならない。

一　登録の年月日及び登録番号

二　著作物の題号

三　公表年月日

四　公表の際に表示された著作者名（無名で公表されたときは、その旨）

五　著作物の種類

六　登録の原因

七　著作者の実名及び住所又は居所

（事務所の変更の届出）

第九条　指定登録機関は、法第十条の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を文化庁長官に提出しなければならない。

一　変更後の登録事務を行う事務所の所在地

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（登録事務規程）

第十条　法第十一条第二項の登録事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一　登録事務を行う時間及び休日に関する事項

二　手数料の収納の方法に関する事項

三　登録事務の実施の方法に関する事項

四　登録実施者の選任及び解任に関する事項

五　プログラムの著作物に係る著作権登録原簿並びに登録事務に関する帳簿、書類及び資料の保存に関する事項

六　登録事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

七　前各号に掲げるもののほか、登録事務に関し必要な事項

2　指定登録機関は、法第十一条第一項の規定により登録事務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に登録事務規程の案を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならない。

3　指定登録機関は、法第十一条第一項の規定により登録事務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（登録事務の休廃止）

第十一条　指定登録機関は、法第十二条の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする登録事務の範囲

二　休止し、又は廃止しようとする年月日

三　休止しようとする場合にあっては、その期間

四　休止又は廃止の理由

（事業計画等）

第十二条　指定登録機関は、法第十三条第一項の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならない。

2　指定登録機関は、法第十三条第一項の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由